

目 次

規 則	ページ
3 新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……	3
4 新潟県市町村総合事務組合職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………	4
5 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……	5
6 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の 一部を改正する規則 ……………	8

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和8年3月31日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第3号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第4号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第5号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を  
改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第6号)

### 新潟県市町村総合事務組合規則第3号

新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則（平成16年規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(扶養親族の範囲) 第2条 条例第11条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 (1) (略) (2) 年額130万円以上 <u>（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> にあっては、 <u>年額150万円以上</u> ）の恒常的な所得があると見込まれる者 (3) (略)	(扶養親族の範囲) 第2条 条例第11条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 (1) (略) (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者 (3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

#### 新潟県市町村総合事務組合規則第4号

新潟県市町村総合事務組合職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の地域手当に関する規則（平成27年規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(支給割合) 第2条 条例第12条第2項の規則で定める割合は、100分の <u>0.5</u> とする。	(支給割合) 第2条 条例第12条第2項の規則で定める割合は、100分の <u>1</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 5 号

新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則（平成 16 年規則第 13 号）の  
 一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第 8 条（略）  <u>（自動車等使用者の支給額）</u>                      第 8 条の 2 条例第 14 条第 2 項第 2 号の規則                      で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の                      使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額                      とする。</p> <p>(1) 片道 5 キロメートル未満 2,000 円</p> <p>(2) 片道 5 キロメートル以上 10 キロメー                      トル未満 4,200 円</p> <p>(3) 片道 10 キロメートル以上 15 キロメー                      トル未満 7,300 円</p> <p>(4) 片道 15 キロメートル以上 20 キロメー                      トル未満 10,400 円</p> <p>(5) 片道 20 キロメートル以上 25 キロメー                      トル未満 13,500 円</p> <p>(6) 片道 25 キロメートル以上 30 キロメー                      トル未満 16,600 円</p> <p>(7) 片道 30 キロメートル以上 35 キロメー                      トル未満 19,700 円</p> <p>(8) 片道 35 キロメートル以上 40 キロメー                      トル未満 22,800 円</p> <p>(9) 片道 40 キロメートル以上 45 キロメー                      トル未満 25,900 円</p> <p>(10) 片道 45 キロメートル以上 50 キロメー                      トル未満 29,100 円</p> <p>(11) 片道 50 キロメートル以上 55 キロメー                      トル未満 32,300 円</p> <p>(12) 片道 55 キロメートル以上 60 キロメー                      トル未満 35,500 円</p> <p>(13) 片道 60 キロメートル以上 65 キロメー                      トル未満 38,700 円</p> <p>(14) 片道 65 キロメートル以上 70 キロメー                      トル未満 42,200 円</p> <p>(15) 片道 70 キロメートル以上 75 キロメー                      トル未満 45,700 円</p>	<p>第 8 条（略）</p>

(16) 片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満 49,200 円

(17) 片道 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満 52,700 円

(18) 片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満 56,200 円

(19) 片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未満 59,600 円

(20) 片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル未満 63,000 円

(21) 片道 100 キロメートル以上 66,400 円

(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第 9 条 (略)

第 11 条の 7 条例第 14 条第 5 項の同条第 4 項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

(1) (略)

(2) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）（配偶者のない職員にあっては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3)～(5) (略)

2 前項第 1 号及び第 2 号において「特定住居」とは、同項第 1 号に掲げる事由の発生又は同項第 2 号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以降に転居する場合における当該事由の発生等の日以降の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲

(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第 9 条 (略)

第 11 条の 7 条例第 14 条第 5 項の同条第 4 項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

(1) (略)

(2) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあっては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3)～(5) (略)

2 前項第 1 号及び第 2 号において「特定住居」とは、同項第 1 号に掲げる事由の発生又は同項第 2 号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以降に転居する場合における当該事由の発生等の日以降の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲

げるものをいう。

(1) (略)

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 前項第1号に掲げる事由の発生の直前の住居又は同項第2号に規定する配偶者の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ (略)

(3) (略)

げるものをいう。

(1) (略)

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ (略)

(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 6 号

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																					
<p style="text-align: center;">(年次有給休暇)</p> <p>第 11 条 年次有給休暇は、1 会計年度ごとにおける休暇とし、パートタイム会計年度任用職員のその日数は、1 会計年度において 10 日とする。<u>ただし、任用の日又は任期を更新された日（以下「特定日」という。）から 1 年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの 1 年間の全勤務日の 8 割以上出勤した場合は、それぞれ次の 1 年間において、10 日に、別表第 1 の上欄に掲げる特定日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数とする。</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、<u>14 日</u>を限度として、次の 1 年間に繰り越すことができる。</p> <p>別表第 1（第 11 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">特定日から起算した継続勤務年数</td> <td style="text-align: center;">1 年</td> <td style="text-align: center;">2 年</td> <td style="text-align: center;">3 年</td> <td style="text-align: center;">4 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日数</td> <td style="text-align: center;">1 日</td> <td style="text-align: center;">2 日</td> <td style="text-align: center;"><u>4 日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6 日</u></td> </tr> </table> <p>別表第 2（第 12 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">事由</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(14) 私傷病</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(15) 育児時間</td> <td style="text-align: center;">生後 1 年に達しない子を育てるパートタイム会計年度任用職員が、その子の保育</td> <td style="text-align: center;">1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間（男性のパートタイム会計年度任用職員にあつ</td> </tr> </tbody> </table>	特定日から起算した継続勤務年数	1 年	2 年	3 年	4 年	日数	1 日	2 日	<u>4 日</u>	<u>6 日</u>	種類	事由	期間	(略)			(14) 私傷病	(略)		(15) 育児時間	生後 1 年に達しない子を育てるパートタイム会計年度任用職員が、その子の保育	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間（男性のパートタイム会計年度任用職員にあつ	<p style="text-align: center;">(年次有給休暇)</p> <p>第 11 条 年次有給休暇は、1 会計年度ごとにおける休暇とし、パートタイム会計年度任用職員のその日数は、1 会計年度において 10 日とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、任用の日から 1 年 6 月以上継続勤務し、継続勤務期間が 6 月を超えることとなる日（以下「6 月経過日」という。）から起算してそれぞれの 1 年間の全勤務日の 8 割以上出勤した場合それぞれ次の 1 年間において、10 日に、6 月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ別表第 1 の日数欄に掲げる日数を加算した日数</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、<u>11 日</u>を限度として、次の 1 年間に繰り越すことができる。</p> <p>別表第 1（第 11 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">6 月経過日から起算した継続勤務年数</td> <td style="text-align: center;">1 年</td> <td style="text-align: center;">2 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日数</td> <td style="text-align: center;">1 日</td> <td style="text-align: center;">2 日</td> </tr> </table> <p>別表第 2（第 12 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">事由</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(14) 私傷病</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	6 月経過日から起算した継続勤務年数	1 年	2 年	日数	1 日	2 日	種類	事由	期間	(略)			(14) 私傷病	(略)	
特定日から起算した継続勤務年数	1 年	2 年	3 年	4 年																																		
日数	1 日	2 日	<u>4 日</u>	<u>6 日</u>																																		
種類	事由	期間																																				
(略)																																						
(14) 私傷病	(略)																																					
(15) 育児時間	生後 1 年に達しない子を育てるパートタイム会計年度任用職員が、その子の保育	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間（男性のパートタイム会計年度任用職員にあつ																																				
6 月経過日から起算した継続勤務年数	1 年	2 年																																				
日数	1 日	2 日																																				
種類	事由	期間																																				
(略)																																						
(14) 私傷病	(略)																																					

<p>のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>ては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。)である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が</p>
-----------------------------	--

		当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(16) 子の看護	9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育するパートタイム会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものに限る。）が、その子の看護等（負傷	一の年度において 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合）の範囲内の期間

	し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
(17) 短期 介護	要介護者(条例第16条第1項に規定する要介護者をいう。以下この号において同じ。)の介護その他の管理者が定める世話をを行うパートタイム会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上と	一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

	<p>されている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
(18) 骨髄等ドナー	<p>パートタイム会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>

別表第3 (第12条関係)

別表第3 (第12条関係)

種類	事由	期間	種類	事由	期間
			(1) 育児時間	生後1年に達しない子を育てるパートタイム会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性のパートタイム会計年度任用職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。))である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反

		<p>するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
(2) 子の 看護	<p>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育するパートタイム会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日</p>	<p>一の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p>

					<p>が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>
(3)	短期 介護	要介護者(条例第16条第1項に規定する要介護者をいう。以下この号において同じ。)の介護その	一	の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	

				他の管理者が定める世話を行うパートタイム会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	
(1) 生理日の就業困難	(略)	(略)	(略)	(4) 生理日の就業困難	(略)
(2) 妊娠疾病	(略)			(5) 妊娠疾病	(略)
(3) 公務上の傷病	パートタイム会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（ <u>地方公務員災害補償法昭和42年法律第121号第2条第2項に規定する通勤をいう。</u> ）による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得			(6) 公務上の傷病	パートタイム会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合

	ないと認められる場合				
			(7) 骨髄 等ドナ 二	パートタイム会 計年度任用職員 が骨髄移植のため の骨髄若しくは末梢 血幹細胞移植のため の末梢血幹細胞の提 供希望者としてその 登録を実施する者 に対して登録の申出 を行い、又は配偶者、 父母、子及び兄弟姉 妹以外の者に、骨髄 移植のため骨髄若し しくは末梢血幹細胞 移植のため末梢血幹 細胞を提供する場合 で、当該申出又は提 供に伴い必要な検 査、入院等のため勤 務しないことがやむ を得ないと認められ るとき	必要と認められる 期間

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。